

愛知県社会教育施設管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和6年3月26日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県青年の家の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

# 愛知県社会教育施設管理規則の一部改正の概要

## 1 一部改正の概要

愛知県青年の家の廃止に伴う規定の整理

## 2 一部改正の理由

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部改正により、愛知県青年の家を令和6年4月1日から廃止するため。

## 3 一部改正の内容

愛知県青年の家に係る規定及び様式を削る。

## 4 施行期日

令和6年4月1日

愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則

愛知県社会教育施設管理規則（昭和四十二年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「愛知県青年の家」を削る。

別表愛知県青年の家の項を削る。

様式第一（その二）を削り、様式第一（その三）を様式第一（その二）とする。

様式第二（その二）を削り、様式第二（その三）を様式第二（その二）とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

愛知県社会教育施設管理規則の一部改正新旧対照表

新

(趣旨)  
 第一条 この規則は、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例(昭和四十六年愛知県条例第六号。以下「条例」という。)に定める社会教育施設(愛知県野外教育センター、愛知県美浜自然の家及び愛知県旭高原自然の家をいう。以下「施設」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(利用時間等)

第三条 施設の利用時間は、別表のとおりとする。

2以下 略

別表(第三条関係)

名称	施設の区分	利用時間
愛知県野外教育センターの項	略	
愛知県美浜自然の家の項以下	略	

旧

(趣旨)  
 第一条 この規則は、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例(昭和四十六年愛知県条例第六号。以下「条例」という。)に定める社会教育施設(愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜自然の家及び愛知県旭高原自然の家をいう。以下「施設」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

別表(第三条関係)

名称	施設の区分	利用時間
同上	愛知県青年の家	
	研修室	午前九時から
	体育館	午後九時まで
	宿泊室	利用開始日の午前十一時から 利用終了日の午前十時まで
	野外炊飯場	午前九時から
	庭球施設	午後五時まで
同上		

## 様式第 1 (その 2) (第 5 条関係)

愛知県青年の家利用許可申請書		年	月	日
愛知県教育委員会 殿		申請者 住所 氏名 (名称及び 代表者氏名)		
利用目的				
利用する研修室等				
利用日時	年	月	日	午時 分から 午時 分まで
利用責任者氏名	電話番号			
利用人員	人 (男 人・女 人)			
宿泊予定人員	人 (男 人・女 人)			
摘要				

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

新

様式第1(その2) (第5条関係) 略

旧

様式第1(その3) (第5条関係) 略

様式第2（その2）（第5条関係）

愛知県青年の家利用許可書		第	号
利用者氏名			
利用目的			
利用する研修室等			
利用日時	年 月 日	午 時	分から
	年 月 日	午 時	分まで
利用責任者氏名	電話番号		
利用人員	人（男 人・女 人）		
宿泊予定人員	人（男 人・女 人）		
使用料	円		
許可条件			
摘要			
年 月 日	愛知県教育委員会 印		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることとした場合にあつては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

3 指定管理者が交付する場合にあつては、この様式の発行者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県青年の家の管理者名とする。

新

様式第2(その2) (第5条関係) 略

旧

様式第2(その3) (第5条関係) 略